

若年者の消費者教育分科会
取りまとめ

平成30年6月
若年者の消費者教育分科会

目次

第1	はじめに	- 1 -
第2	教員が消費者教育を修得する機会について	- 2 -
第3	教員による消費者教育の修得機会の現状からみた課題.....	- 8 -
第4	教員による消費者教育の指導力向上に係る提言及び方策について	- 9 -
第5	おわりに	- 14 -

第1 はじめに

若年者の消費者教育分科会（以下「本分科会」という。）は、平成29年8月、消費者教育推進会議の下に、若年者への消費者教育について、学校や地方公共団体の現状、若者の実態に即した検討を行うことを目的に設けられた。

その背景として、成年年齢を引き下げる民法改正が議論され¹、消費者被害の防止等のため、若年者への実践的な消費者教育が喫緊の課題となっていることが挙げられる。

本分科会では、若年者への効果的な消費者教育について、学校現場、地方公共団体の現状を把握した上で、実態に即した検討を行った。

学校における消費者教育は、小・中・高等学校の学習指導要領に基づき、主に社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などにおいて実施されている。学習指導要領はおおむね10年ごとに改訂されているが、例えば、高等学校家庭科においては、昭和35年の告示で「計画的な経済生活」に「購入と消費」が明示されている。その後、平成元年の改訂では、「家庭経済と消費」に「消費生活と消費者としての自覚」が、平成21年の改訂では、「生活の自立及び消費と環境」に「消費生活と生涯を見通した経済計画」が新設されている。さらに、平成30年の改訂では、「持続可能な消費生活・環境」の内容が設定され、「契約の重要性」や「消費者保護の仕組み」について理解することが明記されている。また、小学校家庭科、中学校技術・家庭科（家庭分野）においては、平成20年の改訂では、小・中学校ともに、主体的に生きる消費者としての教育を充実する視点から、「身近な消費生活と環境」の内容が設定されている。さらに、平成29年の改訂では、「消費生活・環境」において、小学校では「買い物の仕組みや消費者の役割」、中学校では「計画的な金銭管理」などが新設されている。このように学習指導要領における消費者教育に関する内容は、改訂により充実されてきたところである。

若年者への消費者教育の課題として、本分科会立上げ時には、

- (1) 学校における教員の資質向上のための、教員養成及び教員研修等における消費者教育の推進についての検討
 - (2) 小学校及び中学校の教材の検討
 - (3) 大学生等に対する消費者教育の方策の検討
- などが掲げられていた。

しかしながら、本分科会では、上記課題のうち、まずは(1)の学校における教員の指導力向上のために、教員養成及び教員研修等における消費者教育の推進について検討を行い、取りまとめを行うこととし、具体的には、大学等における教職課程（教員養成）、教員免許更新制及び教員研修に分けて審議することとした。

¹ 成年年齢を引き下げる民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）は、平成30年6月13日成立、同月20日公布、平成34年4月1日施行予定。

この課題を優先したのは、以下の理由による。

第1に、民法の成年年齢引下げの議論が進んでいたこと、第2に、消費者教育の指導を担当する教員を養成するための教職課程や現職教員に対する研修の実態が、学習指導要領における消費者教育の改訂の動きに迫いつているのが懸念されたこと、である。

成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられた場合、成年となる者の多くは在学中の高校生であり、改正民法の施行時期を考慮すれば、現在の中学生から18歳で成年となるため、本分科会では、高等学校及び中学校で指導する教員を対象とし、学習指導要領において、消費者教育に関して中心的な教科である公民科²や家庭科³の教員を対象として、指導向上策を検討することとした。

なお、本分科会立上げ後、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号、以下「消費者教育推進法」という。）第9条の規定に基づく消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）の変更が閣議決定され（平成30年3月20日）、同方針では、新たに「当面の重点事項」の一つとして、若年者への消費者教育を挙げている。

また、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁による「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」が開催され（平成30年2月20日）、同会議において、2018年度から2020年度までの3年間を集中強化期間として、関係省庁が推進する取組を内容とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）が決定された。

アクションプログラムにおいて、本分科会は、教員の養成・研修に関する取組を検討する場として位置付けられている。

第2 教員が消費者教育を修得する機会について

1 大学等における教職課程について

(1) 教職課程の概要

学校の教員は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）により授与される学校の種類及び教科ごとの教員免許状を有する者でなければなら

² 中学校においては、社会科であるが、本報告書第2以降は、高等学校公民科を中心に記載する。公民科は、平成21年公示の現行学習指導要領では、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」の3科目で構成されており、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」を全ての生徒に履修させることとしている。平成30年公示の新学習指導要領では、「公共」、「倫理」、「政治・経済」の3科目で構成されており、「公共」を全ての生徒に履修させることとしている。新学習指導要領においても、現行学習指導要領と同様に、「公共」及び「政治・経済」に消費者教育の内容が含まれており、例えば、「公共」では、「現代社会」と同様に、消費者としての権利や責任について考察させるなどの学習が行われることとなる（なお、本報告書における公民科は、平成21年公示の学習指導要領における「現代社会」、「政治・経済」に限定して用いている。）。

³ 中学校においては、技術・家庭科〔家庭分野〕であるが、本報告書第2以降は、高等学校家庭科を中心に記載する。

ず、教員免許状の取得には、大学において、学士の学位等と教職課程の履修が必要となっている。

また、教職課程は、教科に関する科目と教職に関する科目等に大別され、例えば高等学校一種免許状の取得には、教科に関する科目 20 単位、教職に関する科目 23 単位、教科又は教職に関する科目 16 単位の修得が義務付けられている。

教科に関する科目とは、教科に係る学問的専門的内容を修得するものであり、教職に関する科目とは、教職の意義、教育の基礎理論、教科の指導法、生徒指導、進路指導などを修得するものである。

教育職員免許法は、平成 28 年 11 月に改正(平成 31 年 4 月施行)され、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の科目区分が統合され、「教科及び教職に関する科目」となることが予定されている。「教科及び教職に関する科目」における単位の修得方法は、平成 29 年 11 月に改正された教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に次表(表 1)のとおり規定されている。

【(表 1) 単位の修得方法(改正教育職員免許法施行規則第 5 条)】

第一欄	最低修得単位数																
	第二欄	第三欄						第四欄				第五欄	第六欄				
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目				
右項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	総合的な学習の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
備考																	
一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。																	
イ～ロ(略)																	
ハ 公民「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」、「社会学、経済学(国際経済を含む。)」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」																	
ニ～ヲ(略)																	
ワ 家庭 家庭経営学(家庭関係学及び家庭経済学を含む。)、被服学(被服製作実習を含む。)、食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)、住居学(製図を含む。)、保育学(実習及び家庭看護を含む。)、家庭電気・家庭機械・情報処理																	
カ～ム(略)																	
ニ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。																	
三～六(略)																	

本分科会では、特に消費者教育の担い手として家庭科教員及び公民科教員を検討対象にしているところ、消費者教育に係る科目は、主に

「家庭経営学（家庭関係学及び家庭経済学を含む。）」及び「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」に該当する科目である。

なお、教育職員免許法及び同施行規則の改正に併せ、教職課程の質保証や教員の資質能力の向上の観点から、全国全ての大学の教職課程に共通的に修得すべき資質能力を示すものとして「教職課程コアカリキュラム⁴⁾」が定められ、同カリキュラムを活用することが求められている。

(2) 教科に関する科目における消費者教育に関係する科目の開設状況⁵⁾

ア 調査対象⁶⁾

- (ア) 高等学校公民科において教員就職があった大学
→ 149 大学（回答があった大学：119 大学）
- (イ) 高等学校家庭科において教員就職があった大学
→ 102 大学（回答があった大学：84 大学）

イ 高等学校教諭普通免許状（公民）における開設状況

消費者教育に関係する科目を開設している大学数：48 大学

教科に関する科目区分	開設大学数（※）	
法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。） に該当する講座の中で、消費者教育に関係する講座数	39	国公立 10 大学
		私立 29 大学
社会学、経済学（国際経済を含む。） に該当する講座の中で、消費者教育に関係する講座数	12	国公立 4 大学
		私立 8 大学
哲学、倫理学、宗教学、心理学 に該当する講座の中で、消費者教育に関係する講座数	1	国立 1 大学

（※）消費者教育について複数の科目を開設している大学もあるため、開設大学数の合計数は、消費者教育に関係する科目を開設している大学数（48 大学）とは一致しない。

⁴⁾ 「教職課程コアカリキュラム」とは、文部科学省に設けられた教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会が、平成 29 年 11 月 17 日に取りまとめたものである。現在は、現行の「教職に関する科目」に対応するコアカリキュラムが作成されている。

⁵⁾ 開設状況の調査については、「教科に関する科目」を調査対象科目とし、消費者教育に係る講座とは、消費者教育推進法第 2 条を引用し「消費者問題」、「消費活動」、「消費生活」、「消費者の権利」、「消費者信用」等に係る授業を行う科目と定義した上で、平成 29 年 12 月 1 日時点における開設科目について回答するよう調査を行った。

また、開設大学数の集計に当たっては、提出された回答について、「消費」及び「問題」、「消費」及び「活動」、「消費」及び「生活」、「消費」及び「権利」、「消費」及び「信用」並びに「契約」でキーワード検索したものを消費者教育関係科目とし、当該科目を有する大学を開設大学数として計上した。

⁶⁾ 文部科学省「教員免許状取得状況、教員就職状況調査（大学）」（平成 26 年度～平成 28 年度）を基に、高等学校「公民」又は高等学校「家庭」において、教員就職があった大学を対象とした。

ウ 高等学校教諭普通免許状（家庭）における開設状況

消費者教育に関係する科目を開設している大学数：58 大学

教科に関する科目区分 ⁷	開設大学数（※）	
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） に該当する講座の中で、消費者教育に関係する講座数	57	国公立 34 大学
		私立 23 大学
被服学（被服製作実習を含む。） に該当する講座の中で、消費者教育に関係する講座数	5	国立 2 大学
		私立 3 大学
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） に該当する講座の中で、消費者教育に関係する講座数	1	私立 1 大学
住居学（製図を含む） に該当する講座の中で、消費者教育に関係する講座数	1	国立 1 大学
家庭電気・機械及び情報処理 に該当する講座の中で、消費者教育に関係する講座数	1	私立 1 大学

（※）消費者教育について複数の科目を開設している大学もあるため、開設大学数の合計数は、消費者教育に関係する科目を開設している大学数（58 大学）とは一致しない。

公民科においては、「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」を中心に消費者教育に関係する講座が開設されており、大学別でみると、119 大学のうち 48 大学であった。

家庭科においては、7 割弱の大学（84 大学のうち 58 大学）において、家庭経営学の分野を中心に消費者教育の関係講座が開設されていた。

2 教員免許更新制及び教員研修について

(1) 教員免許更新制

ア 教員免許更新制の概要

教員免許更新制とは、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目的とする制度であり、平成 21 年 4 月から導入された。

平成 21 年 4 月 1 日より前に授与された教員免許状については、有効期間が定まっていなかったが、教員免許更新制導入以降は、教員免許状の有効期間は 10 年間とされ、10 年ごとに、2 年間で 30 時間以上の免許状更新講習を受講及び修了することが義務付けられている。平成 21 年 4 月 1 日より前に授与された教員免許状の所持者についても、現職教員の場合には、10 年ごとに免許状更新講習を受講及び修了することが義務付けられている。

⁷ 「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」には、消費者教育に係る科目の開設がなかった。

免許状更新講習の開設者については、大学等並びに都道府県、指定都市及び中核市教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という。）や教員研修の実績など一定の要件を満たす独立行政法人等が認められることとなっている。

免許状更新講習の内容及び時間数は、教育職員免許法や同法に基づく免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）により、次表（表 2）のとおり、各領域に応じた時間を受講することが定められている。

【（表 2）免許状更新講習規則第 4 条で規定する講習内容と時間の内訳】

領域	事項	時間
必修領域	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども親、教育観等についての省察 ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題	六時間以上
選択必修領域	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組 ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探求の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善 チ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。） リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 ル 道徳教育 ヲ 英語教育 ワ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） ヨ その他文部科学大臣が必要と認める内容	六時間以上
選択領域	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	十八時間以上
備考 必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。		

イ 消費者教育を内容とする講習の開設状況⁸

認定大学等数	講習数	消費者教育に係る講習数
534 大学等	7,700 講習	36 大学 59 講習

⁸ 文部科学省「平成 29 年度免許状更新講習の認定一覧」（平成 29 年 12 月現在）に基づき、「消費」又は「契約」でキーワード検索した講習を消費者教育に係る免許状更新講習とした。

免許状更新講習における消費者教育に係る講習は、免許状更新講習の開設者 534 大学等のうち 36 大学が開講しており、また、講習数は 7,700 講習のうち 59 講習であった。

また、講習内容は、必修領域、選択必修領域及び選択領域に分類されるところ、消費者教育に係る講習は、受講者が任意に選択して受講する講習である選択領域に該当する講習として開設されており、必修領域及び選択必修領域においては、「消費」又は「契約」に該当する講習は確認できなかった。

(2) 教員研修

ア 本分科会で調査対象とした研修

現職教員に対する研修については、目的に応じて様々な研修が用意されているところ、本分科会では、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）に基づく法定研修である初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修と教職経験年数に応じて受講が必要な教職経験者研修を取り上げて調査を行った。

研修等の実施主体は、都道府県教育委員会等であるが、本分科会では、都道府県及び指定都市（67 自治体）における消費者行政担当部局の側からの研修の提供状況について調査を行った。

イ 消費者行政担当部局が教育委員会と連携した教員研修の開設状況⁹

消費者教育を扱う教員研修等数	155 (56 自治体)
消費者教育を扱う法定研修等数	35 (17 自治体)
初任者研修（法定研修）数	21 (6 自治体)
中堅教諭等資質向上研修（法定研修）数	9 (9 自治体)
法定研修以外の教職経験者研修数	5 (5 自治体)

消費者行政担当部局が提供する消費者教育に係る教員研修等の数は 155 (56 自治体) であったが、そのうち教育委員会が行う法定研修等として位置付けられていたものの数は 35 (17 自治体) と必ずしも多くなかった。

⁹ 調査対象期間は平成 29 年度とし、消費者行政担当部局が実施する消費者教育に係る教員を対象とした研修等の外、教育委員会主催の教員研修のうち、講師派遣など消費者行政担当部局も連携した研修について回答するよう調査を行った。

第3 教員による消費者教育の修得機会の現状からみた課題

消費者教育に係る教員の指導力向上のため、公民科や家庭科の教職課程においては、消費者市民社会の考え方に触れつつ、消費者の権利や責任の趣旨を理解するとともに、特に家庭科においては生活における経済の管理や、契約について理解すること、公民科においては市場における消費者の意味や役割、日々変化する消費者問題への関心及び消費者被害の予防と救済について理解することが期待される。

他方で、現行の教職課程における消費者教育に係る科目の開設状況をみると、そもそも公民科又は家庭科で教員就職のあった大学の中には、消費者教育に関する科目の開設がないと回答した大学があり、また、公民科免許取得における教科に関する科目区分のうち「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」について、消費者教育に関する授業科目を開設していないと回答した大学は、約60%あった。

公民科については、消費者教育の観点からも重要であることからすれば、公民科に係る教職課程における消費者教育に係る科目の開設は十分とはいえない。

また、家庭科についても、家庭科の教職課程を有する大学において消費者教育を含む授業科目が開設されていない大学が約30%あった。家庭科免許取得における教科に関する科目のうち、家庭経営学の分野は、消費者教育と密接に関係する学問分野であることからすれば、家庭科に係る教職課程における消費者教育に係る科目の開設は十分とは言えない。

現職教員についても、現職教員が消費者教育に係る研修を受ける機会は必ずしも十分でないと考えられる。消費者教育に係る免許状更新講習を開講しているのは36大学59講習であり、選択領域の全講習数に占める消費者教育に係る講習の割合は、0.76%である。教員研修についても、消費者行政担当部局が提供する研修が法定研修等として位置付けられている都道府県及び指定都市は、67自治体のうち17自治体（約25%）にとどまっている。

以上の調査結果から、高等学校及び中学校における教員の指導力向上のために、教員養成及び教員研修等について以下の課題があるものと考えられる。

- 1 教員養成段階では、公民科及び家庭科の免許取得に係る全ての教職課程履修者が、消費者教育に係る指導を行う上で最低限必要な内容及び社会情勢に応じて日々変化する消費者問題に係る知識について学修する機会が提供される必要がある。
- 2 現職教員に対しても、学習指導要領は、改訂ごとに消費者教育に関する内容が充実されてきたところであり、また、最新の消費者問題に係る動向は日々変化していることから、免許状更新講習や教員研修に際して、教員養成段階で学修した内容と有機的に関連付けながら、教育現場での実践に資する消費者教育に係る最新の知識について学習する機会が継続的に提供される必要がある。

第4 教員による消費者教育の指導力向上に係る提言及び方策について

成年年齢を引き下げる民法の改正は、約 140 年ぶりの改正である。成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下がれば、成年となる者の多くは、在学中の高校生であり、成年になれば、例えば単独で契約主体となることから、教員を目指す学生や現職教員による一層の消費者教育の修得や機会の提供は、喫緊の課題である。

そこで、前記に述べた調査及び分析結果を踏まえて、本分科会は、教員による消費者教育の指導力向上を図るために、以下記載の提言及び提言を実現するための具体的方策を提案する。

教員による消費者教育の指導力向上のための 教職課程、免許状更新講習及び教員研修に係る提言

(提言 1) 教職課程における消費者教育の内容の充実

公民科及び家庭科の免許取得に係る教職課程で、学習指導要領に基づく消費者教育に係る内容について限られた時間内で質の高い授業を実施するために、教育の内容を充実することを促すことが必要である。

(提言 2) 有機的に連携した継続的な体制の構築並びに講座開設数の増加及び内容の充実

教職課程における教員養成から現職教員の研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場を設けることが適当である。

また、社会情勢に応じて日々変化する消費者問題についての最新動向に係る知識を修得するための内容や時間数を充実するために、教職課程、免許状更新講習及び教員研修の内容の充実を図ることや免許状更新講習及び教員研修において講座開設数の増加を図ることが適当である。

(提言 3) 外部人材等の活用及び育成

高度化複雑化した消費者問題に対応し、また、修得した知識を消費生活において実践できるようにするために、大学や都道府県教育委員会等は、知識や経験に基づく指導力を有する外部人材を、教職課程、免許状更新講習及び教員研修並びに教育現場で有効に活用していくことが適当である。

外部人材を有効に活用するためには、外部人材と大学の教職課程、免許状更新講習及び教員研修、高等学校及び中学校などの教育現場との間を調整する消費者教育コーディネーターの役割を明確にするとともに、消費者行政担当部局等の行政組織内に消費者教育コーディネーターを位置付けることが必要である。

また、消費者教育コーディネーターの資質の向上を図り、その育成を推進すべきである。

【教員による消費者教育の指導力向上に係る具体的な方策】

1 提言1に係る方策

各教科の指導法、教育課程の編成方法、教材の活用を含む教育の方法及び技術等については、学習指導要領に掲げる事項に即し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むとされているところ（平成29年改正教育職員免許法施行規則第5条表備考第二号）、少なくとも公民科及び家庭科の教職課程においては、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導できるような力が身に付けられるよう、大学に対して促していくべきである（対文部科学省）。

公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取り扱いを検討すべきである（対文部科学省）。

2 提言2に係る方策

(1) 有機的に連携した継続的な体制の構築に係る方策

ア 教員育成協議会の活用

教員養成段階から現職教員に対する研修等までの継続的な体制の構築のため、教育公務員特例法第22条の5で規定する都道府県教育委員会等と大学との協議会（以下「教員育成協議会」という。）の活用を促すべきである（対文部科学省）。

なお、教員育成協議会は、平成28年の同法の改正により、校長及び教員の任命権者である都道府県教育委員会等は、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する協議等を行うために設置することとされている。

イ 地域の消費者行政担当部局の参画

教員育成協議会において消費者教育を取り扱う場合には、消費者教育の知見を的確かつ効率的に提供するため、教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討も促すべきである（対消費者庁、対文部科学省）。

また、同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者庁や独立行政法人国民生活センターは、地域の消費者行政担当部局に対して、消費者教育の知見など必要な情報を提供すべきである（対消費者庁、対独立行政法人国民生活センター）。

(2) 消費者教育に係る講座の開設数の増加及び内容の充実

本分科会の調査結果の分析からも明らかのように（前記第2及び第3参照）、消費者教育に係る講座の提供は不十分な状況にある。

ア 免許状更新講習における講座開設数の増加や内容の充実

(7) 「必修領域」での消費者教育の取扱い

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、「必修領域」の事項「ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知するべきである（対文部科学省）。

(4) 「選択領域」での講座開設数の増加

「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、社会情勢に応じて日々変化する消費者問題に係る最新の動向なども考慮した実践的な消費者教育を指導できる内容にするよう促すべきである（対文部科学省）。

(ウ) 新たな主体による講座開設

全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター¹⁰等が講習開設者となることを検討すべきである（対消費者庁、対独立行政法人国民生活センター）。

イ 教員研修における開設数の増加や内容の充実

(7) 研修開設数の増加

法定研修を含む教員研修について、消費者教育を扱う教員研修を積極的に実施するよう促すべきである。特に、現職教員については、社会情勢に応じて日々変化する消費者問題に係る知識を修得させる必要があることから、中堅教諭等資質向上研修等において、消費者教育に係る研修を実施するよう促すべきである（対文部科学省）。

(4) 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる教員研修の実施や都道府県教育委員会等との連携強化

教員研修の実施については、都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターも、教員向けの研修の実施に努めるべきである（対消費者庁、対独立行政法人国民生活センター）。

なお、実施については、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センター等が主催する教員向けの研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促すべきである（対文部科学省）。

(ウ) 消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信

¹⁰ 消費者教育推進法第16条第1項「国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法第11条に規定する相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。」

独立行政法人教職員支援機構においては、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における消費者教育に関する教員研修が充実するよう、コンテンツの提供及び周知等に努めるべきである（対文部科学省、対独立行政法人教職員支援機構）。

(イ) 学校管理職に対する研修の充実

消費者教育の取組に当たっては、外部人材を活用することや教科等間の連携を図ることなど学校の管理職に求められる事柄も少なくなく、学校管理職に対する研修が適切に行われるよう促すべきである（対文部科学省）。

3 提言3に係る方策①

消費者問題の高度化複雑化に対応し、また、生活に密着した消費生活に関する情報を提供するために、教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促すべきである（対文部科学省）。

外部人材として、高度化複雑化した消費者問題については、弁護士、司法書士、金融関係などの専門家が、また、生活に密着した消費生活に関する情報については、消費生活相談員・消費生活アドバイザー等が外部人材として考えられる。外部人材の活用を円滑に実現するために、各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報を元に人材バンク¹¹を構築するべきである（対消費者庁）。

4 提言3に係る方策②

消費者教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の育成と活用を推進するために、コーディネーターの役割、求められる人材、身分及び業務遂行のための環境整備に係る方策について概要を述べる。

(1) コーディネーターの役割、求められる人材及び身分

コーディネーターの役割は、教育現場等と外部人材をつなぐための調整を行う点にある¹²。具体的には、

¹¹ 人材バンクは徳島県を始め地域ごとに設けられている例があるが、これを国として、ネットワーク化することや全国規模で構築することが望まれる。

¹² 基本方針においては、「消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐためには、間に立って調整をする役割を担う者が必要となる。このようなコーディネーター（いかなる名称とするかは問わない。以下同じ。）は、消費者教育の推進に重要な役割を果たすことになるから、地方公共団体においては、消費生活センター等が拠点となって、多様な主体が連携・協働した体制づくりが進むよう、コーディネーターの育成及び配置に取り組む。」と規定されている。コーディネーターの活動領域は学校に限定されるものではなく地域における消費者教育の推進にも重要な役割を果たすと考えられるが、本報告書においては、学校における消費者教育に関連するコーディネーターの活動を中心に記載する。

- ア 教職課程を有する大学の需要に応じた外部人材の紹介及びその調整
 - イ 免許状更新講習を開設する大学や教員研修を実施する都道府県教育委員会等の需要に応じた外部人材の紹介及びその調整
 - ウ 高等学校及び中学校の教育現場における外部人材の紹介及びその調整並びに消費者教育に係る授業案（学習指導案）の作成支援
 - エ 外部人材の探索及び人材バンクへの情報提供
- などを行うことが求められる。

以上の役割を担うコーディネーターに適した人材としては、消費者教育の内容を理解するとともに、講座等の実施主体である大学や教育委員会と連携し、高等学校及び中学校の教育の実情にも精通していることが必要である。

短期的には、消費者教育に関心がある元教員、消費生活相談員や教育行政機関での従事経験を有する公務員（元公務員）が想定される。長期的には、同一の地方公共団体内で、消費者行政部局と教育委員会との人事交流を行うなどして、行政組織内にコーディネーターを活用できる者を育成するとともに、専門職としてのコーディネーターを育成することが期待される。

これらの者が中心になり、消費生活相談員、弁護士及び司法書士等の法曹、消費者団体等での活動経験を有する者、企業人などの外部人材を紹介及びその調整を行い教育現場等を支援する体制を整備することが望ましいと考えられる。

(2) 業務遂行のための環境整備に係る方策

- ア コーディネーターの質的保証のために、消費者庁は、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信するべきである（対消費者庁）。
- イ 消費者庁は、コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行うべきである（対消費者庁）。
- ウ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座¹³の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討すべきである。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や地域ごとにコーディネーター相互の情報交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研さんの場を提供するべきである（対消費者庁、対独立行政法人国民生活センター）。

¹³ これまで実施された研修は、2日間の日程でコーディネーターの必要性と役割の講義、コーディネーターからの活動報告を受けた後、コーディネーターの役割を考えるワークショップを行いグループごとに発表し、講師の講評を受けるといった内容である。

エ 大学及び教育委員会等に対して、外部人材との連携等を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進するべきである（対文部科学省、消費者庁）。

第5 おわりに

本分科会では、成年年齢の引下げを見据え、高等学校を中心としつつ中学校も視野に入れながら、教員が消費者教育を修得する機会として、教職課程、教員免許更新制及び教員研修の3つに大別し、それぞれ実態把握を行った。その上で、教員が消費者教育を修得する機会の充実や生徒に指導すべき実践的な消費者教育の内容及び指導力の向上について検討を行い、消費者教育の充実に向けた提言及び方策の提案を行った。

学習指導要領に基づき、各学校において、より実践的な消費者教育が行われるよう、前記第4で提案した提言及び方策の着実な実施と、方策の実施状況に係るフォローアップを行うことで、より一層充実した実践的な消費者教育が推進されることを期待する。

なお、小学校についても、平成29年に公示された学習指導要領において、「物や金銭の使い方と買い物」について学習する際に「売買契約の基礎」について触れることが新たに規定されるなど、消費者教育の内容が充実されたところである。小学校教員については、本分科会では取り上げなかったが、教員の継続的な消費者教育の修得機会の確保の観点から、小学校教員も今後は検討対象に加えていくこととしたい。

以 上

若年者の消費者教育分科会 委員名簿

東	珠 実	梶山女学園大学現代マネジメント学部教授 消費者教育推進会議会長
色	川 卓 男	静岡大学教育学領域教授
○	岩 本 諭	佐賀大学経済学部教授
片	山 博 子	前松江市立本庄中学校校長
清	水 かほる	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事
鈴	木 佳 子	群馬県教育委員会義務教育課長
曾	我 部 多 美	東村山市立回田小学校校長
◎	千 葉 恵 美 子	大阪大学大学院高等司法研究科教授
萩	原 康 秋	相模原市市民局消費生活総合センター所長

以上9名(五十音順、敬称略)
◎ は 座 長
○ は 座 長 代 理
平成30年6月29日現在

若年者の消費者教育分科会の開催状況

日 程	審 議 事 項 等
平成 29 年 10 月 2 日	(第 1 回) 教員の消費者教育の指導力向上のための教育・研修の推進について
12 月 18 日	(第 2 回) 現職教員に対する研修における消費者教育について ・ 教育公務員特例法に基づく法定研修等に係る説明 (文部科学省初等中等教育局教職員課) (神奈川県立総合教育センター) (神奈川県県民局暮らし県民部消費生活課) ・ 審 議
平成 30 年 1 月 29 日	(第 3 回) 現職教員に対する研修等における消費者教育について ・ 教育公務員特例法に基づく法定研修等に係る審議 (前回の続き) ・ 免許状更新講習に係る説明 (文部科学省初等中等教育局教職員課) (国立大学法人信州大学 教職支援センター 講師 田村徳至) ・ 審 議
3 月 26 日	(第 4 回) 大学等の教員養成段階における消費者教育について ・ 教職課程に係る説明 (文部科学省初等中等教育局教職員課) ・ 教職課程における消費者教育関係科目開設状況調査結果の説明 ・ 教職課程における消費者教育の取組状況に係る説明 (奈良県消費生活センター 消費生活相談員 神澤佳子) ・ 審 議
5 月 21 日	(第 5 回) 取りまとめ(案)の審議
6 月 29 日	(第 6 回) 取りまとめ(案)の審議・決定